

令和2年3月2日

保護者 様

京都府立北稜高等学校
校長 小畑 順二

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業について

平素は本校の教育活動に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、すでに報道されておりますように、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、すべての学校を臨時休業にするよう政府から要請がありました。

つきましては、本校におきましても、下記のとおり臨時休業の措置を行います。

何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年3月3日（火）から令和2年3月13日（金）

（今後の感染の状況によっては、休業の期間を延長することがあります。）

2 今後の対応等

(1) 3月13日（金）で臨時休業が終了した場合は、3月16日以降に学年末考査を実施することを想定して家庭で学習をしてください。

(2) 生徒の不要不急の外出は避けてください。

(3) やむを得ず登校する必要がある場合は、事前に学校へ御連絡ください。

(4) 学校からの連絡は次の方法で行いますので、確実に連絡が取れるよう御協力をお願いいたします。

ア 学校のホームページ

イ PTAお知らせメール（一番確実で、早くお知らせすることが可能です）

*未登録の方がおられましたら、これを機に登録をお願いします。

登録方法は裏面のとおりです。

ウ 自宅等への電話（ア・イが利用できない場合）

(5) 御家庭におかれましても、手洗いや咳エチケット（マスクの着用等）などの基本的な感染症対策を行ってください。

また、毎朝の検温など、健康観察に努めてください。

(6) 発熱が続くなど感染が疑われる場合は、保健所または専用相談窓口（京都市内の方は 075-222-3421、京都市外の方は 075-414-4726）へ御相談いただくとともに、学校へも連絡してください。

(7) 臨時休業の期間中、部活動は行いません。

(8) 御不明な点等がございましたら、学校まで御連絡ください。